

運転免許取得に関する規程

1 普通免許

(1) 許可基準

ア 自動車学校入校の時期は、原則として3年時の11月1日以降とする。ただし、進路等の事情で必要な者は、保護者等と相談のうえ申し出る。

イ 許可手続

普通免許の取得希望者は、保護者等から「運転免許取得許可願」を担任に提出し、校長の許可を得たうえで自動車学校に入校の手続きをとる。

ウ 遵守事項

(ア) 受講は放課後又は休日とし、平常授業中の受講は認めない。ただし検定試験の場合は事前に申し出て受検する。

(イ) 受講・受検の際は、校長より交付された「免許取得許可証」を必ず携帯する。

(ウ) 免許証を取得した場合は、速やかに「運転免許取得届」を提出する。

(エ) 免許証取得後も在学中は普通自動車・軽自動車の運転をしない。

(オ) 考査一週間前から終了時まで教習所での受講はしない。

(2) 自動二輪免許

免許の取得は認めない。

(3) 原付免許

ア 許可基準

免許を必要とする者については、保護者等の同意を得たうえで許可する。

イ 手続

原付免許取得希望者は、保護者等から「運転免許取得許可願」を担任に提出し、校長の許可を得たうえで免許取得試験を受ける。取得後は「運転免許取得届」及び「安全運転誓約書」を担任に提出する。

ウ 遵守事項

(ア) 受検は休業日を利用し、平日は認めない。

(イ) 免許を取得した場合は、速やかに届出て登録する。

(ウ) 免許を取得した者は、学校で実施する安全教育・講習会には必ず出席し受講する。

(エ) 免許を取得した者は、交通法規を守りバイクの利用は必要最小限にとどめる。

(4) 交通違反者の取扱い

違反者は指導内規により対応する。

(5) 小型特殊免許

家事の都合上、取得する必要がある者は原付に準ずる。

バイク・自転車通学規程

(1) バイク通学について

ア 許可基準

バイク通学は原則として認めない。ただし、2年生以上で部活動に所属しており通学距離が10 km以上

20 km未満でかつ通学の便がよくない者については許可する場合もある。

イ 許可手続

(ア) 上記但し書きの場合は、保護者等から部顧問・担任を通じて「バイク通学許可願」を校長に提出する。

(イ) バイク通学を許可された者は、「安全運転誓約書」を提出し、許可証とステッカーの交付を受ける。

ウ 使用上の遵守事項

(ア) 使用車種は50 cc未満でヘルメットを着用する。

(イ) ヘルメットとバイクには、学校から交付されたステッカーを貼付する。

(ウ) 運転免許証とともに、校長の発行する許可証を携帯する。

(エ) 強制保険のほか、任意保険にも加入する。

(オ) 定期車両点検を受け、車両の改造をしない。

(カ) 学校所定の場所に置き、ヘルメットは必ずホルダーにつけ旋錠しておく。なおヘルメットは安全基準に合格したものを使用する。

(キ) 二人乗りは絶対にしない。

エ バイク通学の取消

交通法規、使用上の遵守事項に著しく違反した場合は、バイク通学許可を取り消すことがある。

(2) 自転車通学について

ア 承認手続

(ア) 自転車通学を希望する場合は、保護者等から担任を通じて「自転車通学届」を校長に提出する。自宅から乗車駅や停留所まで使用する者も「自転車通学届」を校長に提出する。

(イ) 届を提出した者はステッカーの交付を受ける。

イ 使用上の遵守事項

(ア) 使用する自転車は必ず防犯登録をする。

(イ) 改造車、変形ハンドルその他走行に支障のある自転車は使用しない。

(ウ) 自転車の後部泥よけに、学校より交付された登録番号のステッカーを貼付する。

(エ) 任意保険に加入する。

(オ) 校内で実施する定期点検を必ず受ける。

(カ) 二人乗り、夜間無灯火運転など交通法規に違反しない。

(キ) 一列走行を守り、無謀な乗り方をしない。

(ク) 学校所定の場所に整然と置き、必ず旋錠する。